

## 事業者団体等からの意見一覧

整理番号	区分	区分	1 条例の目的に対する意見	2 条例への対応状況	3 条例の効果、影響	4 条例に対する意見、要望
1	第1種施設 施設管理者関係	教育施設	多数の幼稚園児を預かる幼稚園の団体として、受動喫煙による園児の健康を守る上で条例趣旨に賛同する。	本連合会の所在建物とその区域は全面禁煙とされ、建物内で運営する会館内も同様である。 本連合会及び会員の幼稚園においても、受動喫煙防止条例遵守が図られている。	条例施行により、教職員はもとより保護者においても、幼稚園における禁煙の意識徹底が図られている。	
2	第1種施設 施設管理者関係	教育施設	条例趣旨に賛同する。	学生・教職員に対し、条例の周知はできていない。 学生には配布物の遵守事項で喫煙者のマナーを周知している。	安全衛生委員会で議論しているが、屋内は全面禁煙となったが、屋外の禁煙については、箇所の削減とエリアの縮小は実現した。屋外での喫煙者の権利が主張される。	1 大学キャンパス内を完全に禁煙とした場合、隠れ喫煙による火災、キャンパス外喫煙によるポイ捨て等の近隣への迷惑が増加する。 2 大学キャンパス内で徹底した分煙施設を準備することは、費用面の問題が大きい。 3 タバコも大麻等のように不法薬物指定をしないかぎり、条例で規制するのは難しい。
3	第1種施設 施設管理者関係	教育施設	受動喫煙防止に係る条例については、社会の状況にあったもので、健康への悪影響を避けることは、多くの大学生が学ぶ大学にとっては、必要な対応である。その主張の趣旨に沿って学内の現状にも十分勘案し、引き続き対応していきたい。	健康増進法及び条例の趣旨をふまえ、禁煙規程を制定し、学内の分煙化につとめている。	学内での分煙意識が高まったが、それにより非喫煙者からの喫煙環境に対する苦情が増えた。	
4	第1種施設 施設管理者関係	教育施設	健康を守る上で、条例の趣旨に賛同します。	教授会や事務局において、改めて学内における禁煙の徹底について周知した。	なし	なし
5	第1種施設 施設管理者関係	教育施設	県民の健康を保護する観点から、受動喫煙を防止する環境の整備は極めて重要ですが、それを民間の任意に委ねてしまうと進捗が覚束なくなることが想定されますので、条例施行という行政主導の取り組みに賛同します。	本学では、学校或いは病院という特殊な施設を擁しているため、本条例施行以前から、施設内はもとより、敷地内における禁煙を実施しており、全職員並びに患者等施設利用者に対する働きかけを行っていましたが、本条例施行に伴い、改めて周知を徹底し、励行に努めているところであります。	もともと施設内における禁煙を実施していたため、本条例施行による影響は特にありませんでした。	本条例に関しては、貴ホームページにおいて、逐条解説やガイドラインなど通じて非常に分かりやすい解説がなされており、実施対象施設として対応に手間取ることがありませんでした。 今後もこのようなきめの細かい広報を希望します。
6	第1種施設 施設管理者関係	教育施設	非喫煙者の権利保護の観点から、条例主旨に賛同できます。	条例施行に合わせて一部の屋内にあった喫煙場所を廃止しました。	喫煙場所の削減や所定のステッカーの貼付はおこなっているが、受動喫煙の機会の削減にはなっているものの、喫煙者の意識が変化した様子は特にありません。 大学という組織の性質上喫煙者が長時間施設内に滞在しているため、喫煙場所の削減が目届きにくい場所での喫煙の契機とならないような配慮が必要になっています。	特にありません。
7	第1種施設 施設管理者関係	教育施設	健康を守る上で条例趣旨に賛同する。	構成員に条例遵守を働きかけている。	喫煙場所を特定することにより、喫煙場所以外での喫煙が見られなくなった。	現行の条例が順守されるように働きかけをして頂きますことを望みます。
8	第1種施設 施設管理者関係	教育施設	主要な事業内容が大学・大学病院の運営であることから条例趣旨には賛同する。	・大学敷地内全面禁煙としている。 ・受動喫煙防止に関する啓発活動をしている。(最新のポスター掲示等を継続的に実施している)	本校舎及びその敷地内で喫煙する者はありません。	
9	第1種施設 施設管理者関係	教育施設		キャンパス内に3カ所、隣接する合宿寮に1カ所 計4カ所の喫煙所を整備し、キャンパスの総合案内サインや各所サイン等で喫煙所の周知を行っている。	喫煙所を指定することで、喫煙者への周知もでき受動喫煙防止の意識が高まった。	

## 事業者団体等からの意見一覧

整理番号	区分	区分	1 条例の目的に対する意見	2 条例への対応状況	3 条例の効果、影響	4 条例に対する意見、要望
10	第1種施設 施設管理者関係	教育施設	条例の趣旨に賛同します。是非とも公道を含めた受動喫煙の被害が起こらない街づくりを進めてほしい。	全面禁煙にもってゆくことに困難を感じている。喫煙者の権利も保証すべきという意見も無視できない。しかし、健康被害が甚大であること、しかも受動喫煙の方がはるかに被害が大きいということを、あらゆる公共のスペースや広報誌等において、もっと積極的に周知してほしい。	受動喫煙防止への意識は高まってきていると感じるが、しかし喫煙者は一定数存在するので、施設内を禁煙にすることによる弊害(隠れて吸う、施設の外で吸う、歩行喫煙をする等々)を懸念して、喫煙設備を用意せざるを得ない。	喫煙の健康に対する悪影響について、もっと大々的、積極的に広報してほしい。特に、駅から降りて家路に帰る人の歩行喫煙が目立ちます。せっかくきれいな空気を吸って帰ろうとするところで煙にさらされることは耐えられません。駅構内はすでに禁煙ですが、この意味での駅構内でのポスター等によるキャンペーンなどを期待します。
11	第1種施設 施設管理者関係	教育施設	健康の保持増進を考えると、条例趣旨に賛同する。	衛生委員会を中心に、受動喫煙防止に関する啓発活動を実施している。(資料を作成し、職員に配布。分煙実施中。)	・喫煙者と非喫煙者でわかまりができた。 ・喫煙ボックスがあるが、喫煙者も屋外で吸うより受動喫煙率(煙の量)が増えていると思う。	
12	第1種施設 施設管理者関係	教育施設	健康を守る(非喫煙者はもちろん、興味本位で始める青少年にも)ために強くこの条例に賛同する。	喫煙者の権利を声だかに叫ぶ一部の人のために本来禁煙であるべき大学キャンパス内に喫煙場所が設けられている。大学などには、喫煙場所で喫煙を行なう教職員と学生に対し、定期的に禁煙運動や講座への参加(事業所毎に事業所の責任で年4回程度開き)させ、その効果を県に報告させる義務を条例にもりこむべき。	多くの非喫煙者から喜びの声がきこえてきている。 特に上司などが、平然と構内で喫い、部下が何もいえないので受動喫煙をするひとがへり、たいへんよるこばしい。 しかし、今だに非指定(許可)地域でかくれて喫い、たばこをなげすてる輩もいてこまる。	小規模飲食店などは今だに、禁煙となっていないところが多い。子供がいたり、非喫煙者への受動喫煙防止の観点から全面的に公共の場(道路含む)での禁煙を決定してほしい。 特例第2種施設の規準は甘すぎる、子どもが入るおそれがない所のみ(大人20才以上のみ入室可で分煙が可)、子供づれ家族で親が喫う場合も、子供が喫煙部屋の入室は禁止とすべき。
13	第2種施設 施設管理者関係	教育施設	受動喫煙をしたくない人に副流煙を吸わせないようにする配慮は必要だと思う。	キャンパスの教職員・学生等に対し、この条例に基づき、喫煙所以外の場所での禁煙を周知しているが、喫煙所が構内8か所に限定されていることもあってか、屋外階段の踊り場などでの吸殻のポイ捨てが散見される。この条例の説明や受動喫煙防止について、毎年4月の新入生学生生活案内で周知しているほか、通学路での歩きタバコやポイ捨てをする学生に対して近隣から年数件の苦情があるため、下校時の時間帯に構内放送で注意喚起している。	受動喫煙による害悪の意識や禁煙への要望は、条例の施行前より多くなったが、一方では、構内での歩きタバコやポイ捨て、禁煙地域での喫煙など、ルールやマナー違反が散見されている現状である。(恐らく特定の喫煙者によるものと推測される。) 構内での受動喫煙防止の意識の啓発には一定の効果があると思われるが、一部の者により、通学路途中での歩きタバコやポイ捨てといった、川崎市路上喫煙防止条例に違反する行為があり、近隣住民からクレームを受けることもある。	本学は、この条例に規定により「第一種施設(禁煙)」となっており、室内については禁煙としているが、屋外に8か所喫煙場所を設置している。しかし、密閉された喫煙所を設置するためのスペースやコストの問題もあり、喫煙所はすべて屋外かつ屋根のない場所のため、風向きによっては、近くを通行する者に副流煙を吸わせてしまうことがある。また、風向きによっては、喫煙所で発生した副流煙が研究室の窓から流入してしまい、教員からクレームを受けたことがある。 それと、この条例に対する認識や理解が、喫煙者か非喫煙者かによって差があることも問題の一つだと考える。  現時点では、神奈川県条例による「受動喫煙防止(副流煙を吸わせないように配慮)」と、川崎市の条例による「歩きタバコ、ポイ捨ての禁止」を混同して理解している者が多いと思うので、川崎市にあっては、この違いやポイントなどをもっと市民に理解してもらう取組が必要であると思う。
14	第1種施設 施設管理者関係	教育施設	・学生および教職員を受動喫煙の被害から守る上で、条例趣旨に賛同する。	・受動喫煙防止に関する啓発活動を実施している。 ・建物内は条例以前より全面禁煙であり、ステッカー等で周知をしている。屋外の喫煙所は数を減らした。最終的にはキャンパス内全面禁煙を目指したいが、全面禁煙とした場合、キャンパス外周辺での喫煙が予想され苦慮するところである。	・条例が根拠となることで、受動喫煙防止対策のための予算が獲得しやすくなった。	・施設管理責任者への指導を引き続きお願いするとともに、罰則の強化もご検討いただきたい。 ・飲食店でアルバイトをする学生を受動喫煙状況が、なかなか改善されない。給与水準の高さから、居酒屋でアルバイトをする学生も多く、受動喫煙に悩みながらも転職までは至らないのが実情であることをご理解いただき、今後のご検討をお願いしたい。
15	第1種施設 施設管理者関係	教育施設		学内は屋外にある指定喫煙場所以外は禁煙としている。	労働安全衛生委員会で学内の喫煙問題について話し合が行われていた時期で、本条例の施行に合せ、改めて受動喫煙防止対策の周知を行った。	

## 事業者団体等からの意見一覧

整理番号	区分	区分	1 条例の目的に対する意見	2 条例への対応状況	3 条例の効果、影響	4 条例に対する意見、要望
16	第1種施設 施設管理者関係	教育施設	<p>国家がタバコ販売を中止しない限り、きれいな空気を維持するための環境整備が必要です。</p> <p>そのためにこの条例は国民の健康を守り医療費削減のために大変有用な条例です。</p> <p>すべての国民が、受動喫煙の危険性を認識するような教育が必要と考えます。</p>	<p>大学では、2010年4月1日の条例施行日から学内禁煙を表記しました。</p> <p>しかし、昨日までの喫煙者には守られていません。それでも喫煙者の学生は受動喫煙には注意し、限られた場所に集まっています。また、事務職員も屋外敷地のはずれで喫煙しております。このように暗黙の内に一定の場所で喫煙しています。しかし、教員は空気清浄器をつけて自室での喫煙を継続しているのを見受けるところがあります。2011年に喫煙状況を調査したところ、喫煙率はそれぞれ概数ですが、学生10%、教員5%、事務員30%でした。</p> <p>全ての方々に折に触れ受動喫煙についての説明はしておりますが、高年者ほど意識が低いと感じています。</p>	<p>この条例により、学生は受動喫煙に対する意識は向上しており、効果が認められます。喫煙学生の意識が最も高いことが2011年のアンケートによりわかりました。喫煙者に根気良く受動喫煙の危険性を教育・啓蒙することが大事であると考えます。</p>	<p>この条例でまず、建物内の禁煙がすべて実施されるように希望しています。</p> <p>例外項目の、特定の人しか出入りしない事務室はどういう場所を想定しているのでしょうか。例外事項を削除する事、分煙選択を廃止する方向で努力を重ねてほしいと思います。</p> <p>禁煙を実施した施設にアンケートを出来ないでしょうか。</p> <p>『分煙よりも禁煙でお客さんが増えている』『従業員が健康になった』という結論を見いだせるような調査を実施し、分煙希望の施設の啓蒙に使用できないでしょうか。アンケートはNPO団体に依頼するのが良いと思います。</p>
17	第1種施設 施設管理者関係	医療施設	<p>喫煙は、がん、脳卒中、心臓病や呼吸器疾患など多くの重篤な疾患に深く関与しており、喫煙者のみならず周囲の人たちにも重大な健康被害を及ぼすことから、他の先進諸国とも比べても喫煙率の高いわが国においては、喫煙率の低下、受動喫煙の防止は、国民、県民の健康を守るために極めて重要な問題と認識しております。</p> <p>今年度からはじまる「健康日本21(第2次)」の健康づくり運動の中でも、喫煙率の目標をあらたに盛り込み、がん対策推進計画と同様に19.5%を12%とすることとし、神奈川県においては、受動喫煙防止条例のより一層の励行を期待しています。</p>	<p>本会は、受動喫煙防止条例に全面的に賛同して、その制定に協力してきましたが、受動喫煙防止活動を推進するためには、各種事業を積極的に展開する必要があります。それらの活動をバックアップすることが、最も有効的、効果的であると考え、関連団体とともに、受動喫煙防止のルールが広く定着するよう啓発活動を行いました。また、県民の喫煙率の低下を図り、たばこをやめたい方とその方を支える家族などを対象にした「かながわ卒煙塾」の周知活動やWHOの「世界禁煙デー」や全国での「禁煙週間」への協力、全国禁煙アドバイザー育成講習会の共催等を行っております。</p>	<p>全国に先駆けて施行された受動喫煙防止条例については、受動喫煙の防止を進めるほかの都道府県医師会より注目を集め、一部の医師会が表明している「禁煙宣言」にも影響を及ぼしていると考えています。</p> <p>我々医師は、日常診療の中で、受動喫煙を含めたタバコの害を説明し、自らやめることができない喫煙者に禁煙のサポートの手を差し伸べる必要があると考えており、健康を守る医師として、受動喫煙の危険性について広く社会に認知してもらえるよう講演会等の地域での啓発活動でも中心的な存在として担っております。</p>	<p>神奈川県の高齢者人口は、平成26年度には総人口の23.2%に達し、平成19年度比で約1.3倍となることを見込まれており、特に75歳以上の高齢者の増加傾向は著しく、平成26年度には高齢者人口の約45%を占めることを見込まれています。</p> <p>人口減少社会かつ超高齢社会における健康増進対策は、働く世代の負担が極めて高くなりますが、定年の延長や高齢者の社会貢献にも期待するためには元気な高齢者が必要となります。</p> <p>喫煙は、がん、脳卒中、心臓病や呼吸器疾患、循環器疾患、糖尿病、COPDなどのNCDで最大の危険因子であります。さらに低出生体重児増加の原因となり、受動喫煙による健康被害が明らかとなり、成人の喫煙率の減少、禁煙希望者への支援、未成年、妊娠中の喫煙をなくす、家庭、職場、飲食店、行政機関、医療機関での受動喫煙の機会をなくすなどが求められています。がん対策推進基本計画の中でのがん予防では、受動喫煙を含む喫煙が種々のがん発生で科学的根拠を持って示されました。</p> <p>このような状況下の中、平成25年から平成34年の10年間「健康日本21(第2次)」が推進されます。喫煙の目標数値は現行の19.5%(平成22年)から目標12%(平成34年)とされ、益々、神奈川県の高齢者受動喫煙防止条例の真価が問われることとなります。</p> <p>「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約(FCTC)」に基づく第2回締約国会議において、「たばこの煙にさらされることからの保護に関するガイドライン」が採択され、国際的にも受動喫煙への注目がなされておりますが、残念ながらわが国の受動喫煙防止条例は、FCTCからは、大きくかけ離れている状況です。今後の行政による効果的なルールづくりの再検討、再強化が必要となると思います。</p>
18	第1種施設 施設管理者関係	医療施設	<p>非喫煙者が自分の意思に関わりなく喫煙による害を被ることを未然に防ぐための条例であり、県として取り組むことを高く評価しています。</p>	<p>会員所属の薬局・病院並びに会の会館では全面禁煙を実施し、会員の多くが受動喫煙防止啓発活動に何らかの形で携わっています。</p>	<p>それまで喫煙に関して声を上げることが出来なかった非喫煙者により、感謝の声が届けられています。</p> <p>また条例の施行以降、喫煙者の非喫煙者への気遣いも増したように見受けられます。</p>	<p>公共の場での受動喫煙の機会は減りましたが、家庭における受動喫煙の問題はいまだに残っています。</p> <p>家庭における禁煙・分煙を進めるため、啓発活動により一層力を入れていきたいと考えています。</p> <p>県もこうした啓発活動を、場所の提供、資金の提供、講師の派遣、啓発グッズの開発など様々な形で後援していただきたいです。</p>

## 事業者団体等からの意見一覧

整理番号	区分	区分	1 条例の目的に対する意見	2 条例への対応状況	3 条例の効果、影響	4 条例に対する意見、要望
19	第1種施設 施設管理者関係	医療施設	喫煙問題の解決に向けた対策の基本は、適切な規制と啓蒙活動に依拠する他はない。 従って、県民の命と健康を喫煙の害から守るために適切な規制を整備するという神奈川県「条例」は先進的であり賛同するものである。県の保健医療計画において生活習慣病への対応が大きく取り上げられているが、精神病をのぞく4疾病がすべからず喫煙と重要な結びつきを持っていることを考えれば、この条例の重要性を県民が十分に認識できるように啓蒙活動にも力を入れるべきと考える。	少なからぬ病院施設は施設内禁煙の段階から敷地内禁煙へ向かって努力しており、受動喫煙防止に関する意識は高いと自負している。 また、禁煙外来に取り組む施設も増加している他、施設職員の喫煙率調査やその調査に基づいた禁煙の奨励などに取り組むことが医療機能評価機構の審査でも評価されており、団体全体としても条例だけにとどまらない包括的な喫煙対策に取り組んでいると考えている。	条例が地域における受動喫煙防止の意識向上に寄与していることは十分考えられるが、医療機関ではこうした意識はもとより高いので、一層高いレベルでの意識向上に役立つ条例改正が望まれる。	現在、病院施設内および敷地内禁煙を推進して行く上での問題は、施設外とりわけ敷地外での喫煙の増加であり、近隣での吸殻のポイ捨て増加、病院へ出入り・往来する非喫煙患者への公道上での受動喫煙被害の増加である。 こうした理由から、「公共空間」の概念を広げて、病院敷地周辺の公道上での受動喫煙の防止も検討願いたい。この点、特定の駅周辺での喫煙が禁止されている法的根拠なども考慮して、整合性ある検討をお願いしたい。
20	第1種施設 施設管理者関係	医療施設	・自己の健康を守るためにも、また医療従事者としても条例の趣旨に賛同する。	・当協会が主催する研修や会議等は全て禁煙とし会員に条例遵守を働きかけている。	・第1種施設(禁煙)として、受動喫煙を防止するためのルールはほぼ守られている。	歩きながらの喫煙を禁止してください。 ・一般の道路や歩道では歩きタバコは子供の目線に入り危険である。また、風向きもあるが、周囲の人々、特に後続者に受動喫煙を及ぼしている。 ・一般の道路等にタバコの吸い殻を捨てることになり環境汚染となる。 第1種施設に加えて、公園や歩行者の多い道路等を禁煙としてください。
21	第1種施設 施設管理者関係	運動施設	民間スポーツクラブ、フィットネスクラブの事業者団体であり、営業施設の大半は禁煙となっている。数年来の貴県の具体的取組みは「言うは易く行うは難し」を乗り越えて、行政の姿勢を示されたものと敬意を表します。	加盟のクラブに対し、情報提供を行うと共に、リクエスト等を尋ねた。 表示シールの追加配布希望があったので取り次いだが奏功できなかった。	・施設に於いては概ね禁煙は定着している。 ・企業内(社内スタッフ)への禁煙遵守が浸透しつつある。	制定した時とその後の変化(事業者、生活者)を広報して頂けると、更に意識づけになると思います。
22	第1種施設 施設管理者関係	運動施設	県内のゴルフ場は、ほぼ分煙体制が徹底しており、防災上の観点からも喫煙に対する対応は積極的に行っている。 条例目的については概ね賛成である。		ゴルファーの受動喫煙防止意識は高まったと思える。クラブハウス、コース茶店については徹底されてきたが、プレー中の喫煙が今後の課題である。	
23	第1種施設 施設管理者関係	公共交通機関	受動喫煙防止条例の趣旨に賛同し、条例を応援し、取組みを行う企業として「条例応援団」を宣言している。	県の施策に協力している。		
24	第1種施設 施設管理者関係	公共交通機関	条例の趣旨に賛同する。	駅構内における全面禁煙(時間未設定)を行っている。	喫煙者からの苦情はありません。	
25	第1種施設 施設管理者関係	公共交通機関	健康を守る目的の条例趣旨には賛同するが、公園等屋外の喫煙所の受動喫煙防止に対する措置等が感じられない。	当社は駅・車両・ボウリング場は第1種施設に該当し、施設の入口に禁煙の表示をしている。また、ボウリング場は分煙の措置を講じている。 行政等からの受動喫煙、海水浴場での分煙についての啓発ポスターの掲出等は可能な範囲で協力している。		
26	第1種施設 施設管理者関係	公共交通機関	健康を守る上で条例趣旨に賛同します。	駅構内をすべて禁煙化しています。	たまに駅構内での喫煙を見かけるが、禁煙には概ね理解を得ています。	
27	第1種施設 施設管理者関係	公共交通機関	指定喫煙場所以外の喫煙をした場合、罰則を科す(2000円等)	施設内はすべて灰皿を撤去した。	喫煙者が減った	とくになし
28	第1種施設 施設管理者関係	公共交通機関	当社も受動喫煙防止には賛成である。喫煙の健康影響が認められているなか、自己責任は無論、ルールは必要である。	当社は一般食堂を営んでいるが、店内は禁煙としている。 また、従業員においても喫煙場所を定め受動喫煙のないよう活動している。	利用するお客様からの苦情等もなく、従業員の受動喫煙防止の意識も高まっている。	「受動喫煙防止」に対する意識は浸透しているが、その一方では喫煙者のポイ捨て等のマナーの悪さが浮き彫りにされた。喫煙者のマナー向上(外国のお客さまを含め)が急務ではないかと思う。

## 事業者団体等からの意見一覧

整理番号	区分	区分	1 条例の目的に対する意見	2 条例への対応状況	3 条例の効果、影響	4 条例に対する意見、要望
29	第1種施設 施設管理者関係	公共交通機関	条例に賛同いたします。	協会会員へは、春、夏、秋、年末年始の交通安全の通達により、車内、乗り場での禁煙を徹底指導をお願いしております。	タクシー乗務員による喫煙やポイ捨て等の苦情は、神奈川タクシーセンター、協会で受け、その都度、対処しております。	特になし
30	第1種施設 施設管理者関係	社会教育施設	図書館は、施設の性質上、条例の制定前から、良好な読書環境、学習環境の整備に努めており、禁煙施設として運営されてきているので、条例の目的について、意見はない。	図書館が禁煙施設として、運営されており、条例は遵守されている。	図書館は、条例制定前より禁煙施設として運営されており、条例の効果、影響は特段見られない。	
31	第1種施設 施設管理者関係	福祉施設	健康を守る上で条例の趣旨に賛同します。	建物内は全面禁煙とし条例と遵守するよう、職員、来館者に働きかけています。	職員の受動喫煙防止の意識が高まった。	
32	第1種施設 施設管理者関係	官公庁施設 (国)	健康を守る上で条例趣旨に賛同する。	職員に条例遵守を働きかけているとともに、庁舎内の喫煙室に同条例のポスターを掲示している。	喫煙場所以外では、喫煙する者がいなくなった。	・とても良い条例だと思う。ぜひ、県民を守ってほしい。 ・JR横浜駅周辺には、喫煙所が何か所か設置されているが(北西口)、西口には、その案内がないのか、あってもわかりづらいのか、しばしば喫煙所の場所を聞かれることが多い。案内看板を増やすことにより、ポイ捨てをなるべく減らすことも良いのではないかと。(もちろん、マナーの悪い人には効果がないと思われるが)
33	第1種施設 施設管理者関係	官公庁施設 (国)	受動喫煙が県民の健康や、経済等に及ぼす影響の大きさを鑑みれば、条例の趣旨に賛同し、受動喫煙を防止する環境整備については、各個別の団体、施設における取り組みだけでは、その効果は限定的であることから、県が先導的な役割を果たすべき。	条例を遵守し、完全禁煙を実施している。	受動喫煙が健康に及ぼす影響が各職員の意識に浸透したことで、禁煙に対する各職員の意識も向上した。	特になし
34	第1種施設 施設管理者関係	官公庁施設 (国)	条例の目的に賛同する。 受動喫煙を防止する環境(設備)整備は、施設の責任において実施すべき。	当所が管理している合同庁舎は、施設内全面禁煙としている。 喫煙専用スペースを屋外に設けて、非喫煙者の受動喫煙防止に努めている。	施設内で喫煙できないことに関し利用者からの苦情は一切なく、条例の効果ができていると思われる。	禁煙施設をもっと拡大して、受動喫煙防止対策を行なうべき。どうしても喫煙室を設けなければならない場合は、そこでの空気が清浄化される対策を講じるべき。喫煙者のマナー向上についての啓発活動をより一層推進する。
35	第1種施設 施設管理者関係	官公庁施設 (国)	目的につきましては賛同いたします。	当職場では既に分煙を実施しています。 建物内は全て禁煙にし、屋外に喫煙スペースを設置している。	特になし	特になし
36	第1種施設 施設管理者関係	官公庁施設 (国)	平成25年度「世界禁煙デー」及び「禁煙週間」を当署では実施し、受動喫煙防止対策の徹底を図っているところです。	職員に対して県条例の周知を図っているところです。	職員、当署に出入りする一般の方々についても意識の持ち方が高まっているものと考えます。	特にありません。
37	第1種施設 施設管理者関係	官公庁施設 (国)	特になし	庁舎内全面禁煙とし、職員のみが立ち入る区画に喫煙所を設置、不特定多数の者が出入りする区画へは「禁煙」を表示している。	特になし	特になし
38	第1種施設 施設管理者関係	官公庁施設 (国)		庁舎・所管施設では屋内禁煙を実施している。	来庁者・利用者からの苦情はなく、屋内で喫煙する者も見られない。	



## 事業者団体等からの意見一覧

整理番号	区分	区分	1 条例の目的に対する意見	2 条例への対応状況	3 条例の効果、影響	4 条例に対する意見、要望
39	第1種施設 施設管理者関係	官公庁施設 〔市町村〕	たばこの煙による健康への悪影響から市民を守るため、条例の趣旨に賛同いたします。	・市民からの相談や苦情に対して、条例の主旨や内容について記載し、啓発に努めています。 ・受動喫煙防止に関する啓発活動として、各区が行う区民祭り等のイベントや母子手帳交付時等の際に条例の趣旨、内容について周知するほか、食品衛生講習会等で飲食店向けに広く条例の周知を行うとともに、関連して受動喫煙に関する知識の普及と店内終日禁煙店の登録への参加を呼びかけています。	・県条例の制定を機に、市民のたばこの害に関する意識が高まった。 ・「受動喫煙」という言葉の認知が進む一方で、規制の対象外である屋外や私有地でのたばこの煙による被害を訴える市民が増えた。	・施行から3年が経ち、受動喫煙の認知が進んだことから、特例第2種施設を廃止し又は縮小するなど、対象の全施設において受動喫煙対策に取組むようにしていく必要があると思います。 ・条例の適応範囲を拡大していく必要があると考えています。 ・コンビニエンスストアやたばこ店を含む商店や駅周辺での喫煙についても、屋内に準じて規制できないか。(店舗出入口からの灰皿までの距離など、設置基準を設けるなど) ・共同住宅(マンション等)のベランダを含む共用部分における受動喫煙防止対策についても対象とできないか。
40	第1種施設 施設管理者関係	官公庁施設 〔市町村〕	限られた場所ではしか喫煙できなくなったと感じているため、喫煙しづらい環境づくりに非常に役立っているものと思う。	・講演会などで受動喫煙防止に関する啓発活動を実施している ・各区で実施している若年健診・保健指導、各種健康教育・相談の中で、受動喫煙防止を含めた禁煙指導・啓発を行っている	第2種施設での禁煙・分煙を推進し、効果がでていることは確実だが、施設から排煙する際に、たばこ臭を近隣住民に排出していることが問題となっている。施設内の分煙だけではなく、屋外排気方法についても何らかのルールが必要ではないか。	施設内のみならず、施設への出入口等、非喫煙者も利用せざるを得ない場所についても、なにかしらの規制が必要ではないか。 条例見直しの検討会議について、飲食店等の関係者を入れた委員構成とすることで、相互的な議論を行うべきではないか。
41	第1種施設 施設管理者関係	官公庁施設 〔市町村〕	・健康を守る上で条例趣旨に賛同する。 ・喫煙による喫煙者本人や、受動喫煙による周囲の人の健康被害を、確実に減少させるための広域的な取組みとして高く評価する。 ・積極的に受動喫煙の及ぼす身体への影響などを周知し、条例で定められているということを1人でも多くの住民に知っていただきたい。	【受動喫煙防止に関する施設管理について】 ・受動喫煙防止対策の適正な運用について各課・機関・関係団体への周知 ・市の公共施設における受動喫煙防止の取り組みに関する調査の実施 ・所管する施設の受動喫煙防止条例を遵守した施設管理 ・こども関連施設については、敷地内禁煙としている。 【受動喫煙防止に関する普及啓発・禁煙支援】 ・市内大学祭の機会に県担当者や条例・受動喫煙防止に関する啓発の実施。 ・世界禁煙デー5月31日普及啓発(本庁舎横断幕の設置・本庁舎・各保健センター プースの展示) ・妊娠届出時に受動喫煙に関するパンフレットの配布等による普及啓発 ・妊婦を対象とした母親・父親学級にて受動喫煙の情報提供 ・禁煙、受動喫煙の影響等のチラシやポスターを健康コーナーに設置 ・親子サロン等の健康相談等で配布し情報提供 ・禁煙サポート講座(講義)における普及啓発 ・禁煙チャレンジコース(個別面接)における情報提供 ・市健康づくり普及員活動を通じた普及啓発(普及員活動:公民館まつり等のイベント時、健康づくり普及員主催の講座等において受動喫煙についてのパネル展示 など)	・喫煙者、非喫煙者を問わず利用者の受動喫煙防止意識が高まった。また、区画を限定するなどした喫煙所を設置したことにより分煙化が図られ、喫煙者、非喫煙者ともに健康で安心して施設を利用できる効果があった。 ・条例施行後、禁煙環境の促進及び市民の分煙効果が向上するなど、広範囲に市民の健康を保持することにつながっている。また、歩行中の喫煙者によるたばこのポイ捨てが減少したため、道路や歩道及び公共施設等の環境美化にも効果が表れている。 ・幼稚園職員の意識が高まることで、保護者らが受動喫煙がこどもに及ぼす悪影響を知るきっかけとなっている。 ・住民からは、喫煙場所のないことへのクレームはないが、もっと公共施設として徹底するべきとの意見がある。 ・現在の受動喫煙に向けた環境の改善が進んだのは、条例を定め公共機関が率先して取り組んだ影響は大きい。	・県条例では、屋外(公園、店舗の入り口、道路、駅前広場等)や小規模な飲食店が対象外となっており、子供たちが受動喫煙から完全に守られていない。屋外でも受動喫煙は発生するため、こども達の利用施設(公園や公共的施設)や総ての飲食店を禁煙にすべきである。不可能な場合でも禁煙・分煙・喫煙の表示を徹底させるなど、見直しが期待される。 ・飲食店、施設など、完全に分離できているところと、不完全な分離(天井の分離はできておらず、煙が漏れている。)のところがあ、完全な分離を期待したい。 ・条例があることを知らない、わからないという方も多し。積極的なPRが必要である。しかし、情報を流す、チラシを配布するでは浸透しない状況もあり、顔と顔のつなぎで、出前講座等で地道に声かけ、情報提供などの積み重ねが大切である。 ・歩きたばこ、ポイ捨てがまだ見られるので、個人の意識や地域の意識の向上が必要である。
42	第1種施設 施設管理者関係	官公庁施設 〔市町村〕	特になし	母子手帳交付時等に、受動喫煙防止に関する知識の普及啓発を実施。	特になし	特になし
43	第1種施設 施設管理者関係	官公庁施設 〔市町村〕	健康を守る上で条例趣旨に賛同はするが、受動喫煙防止条例施行前後で市内の公共施設での分煙状況に変化はみられなかった。未成年者への影響を考えると、吸っている姿を見せることもあり良いとは言えないと考える。公共施設においては、敷地内禁煙をすすめるよう取り組むべきであると考え。	市民に対して、受動喫煙の害についての周知と合わせて、受動喫煙防止条例に関する啓発活動を実施している。	市民より受動喫煙の害について、意見を言われる方が増え、意識の高まりを実感している。	公共施設での敷地内禁煙を施設管理者に推奨する内容を入れてほしい。

## 事業者団体等からの意見一覧

整理番号	区分	区分	1 条例の目的に対する意見	2 条例への対応状況	3 条例の効果、影響	4 条例に対する意見、要望
44	第1種施設 施設管理者関係	官公庁施設 〔市町村〕		保健福祉事務所と連携し、受動喫煙に関する啓発活動を実施している。		・県条例は、公共的施設に制約しているが、受動喫煙をさせない視点に立てば屋外でも「バス停」「駅前広場」での喫煙や「路上喫煙(歩行喫煙)」により、副流煙を吸い込んでいる場合が多く、路上や屋外での喫煙行為を禁止する要望が増加している。今後適用範囲を拡大できないか。
45	第1種施設 施設管理者関係	官公庁施設 〔市町村〕	健康を守る上で条例趣旨に賛同する。	受動喫煙防止対策について、各課あての通知により周知を図っている。	公共施設や市内にある店舗の敷地内(屋外)に対して、受動喫煙防止の要望が時々ある。	
46	第1種施設 施設管理者関係	官公庁施設 〔市町村〕	健康を守る上で条例趣旨に賛同する	・喫煙によるたばこの健康被害や禁煙の日(スワンスワンの日)について、毎月1日号の広報紙に掲載し、市民へ周知している。 ・健康づくり事業として、市健康普及員が市民まつりに参加しパネルの展示、やにけん体験コーナー、パンフレットの配布を行い、受動喫煙防止に関する啓発活動を実施している。	受動喫煙は体に害があることを理解し、受動喫煙防止に関する市民の意識が高まった。	この条例は、公共的施設においてのみ適用されるため、共同住宅等の居住地には適用されず、受動喫煙を防止する環境整備は自己責任で取り組むべき要素がある。しかし、第1条の目的を果たすためには、もう少し、公共施設以外にも適用されるような内容にする必要がある。
47	第1種施設 施設管理者関係	官公庁施設 〔市町村〕	条例の趣旨に賛同します。(継続を希望)	・愛の禁煙キャンペーンの実施(受動喫煙に関する啓発等) ・乳幼児健診で、家族に喫煙者がいる場合にはチラシを配布		
48	第1種施設 施設管理者関係	官公庁施設 〔市町村〕	健康を守る上で条例趣旨に賛同する COPD(慢性閉塞性肺疾患)の知識の普及		市内の店における受動喫煙防止の意識が高まった	パンフレット等にCOPDについての知識の普及啓発をしてほしい
49	第1種施設 施設管理者関係	官公庁施設 〔市町村〕	非喫煙者の受動喫煙を防止するための条例として、県民の健康づくりにおいて意識づけにもつながっていると思われる。	受動喫煙による健康影響及び受動喫煙を防ぐための環境整備の重要性について普及啓発を行っている。	直接的な効果や影響は確認できていない。	
50	第1種施設 施設管理者関係	官公庁施設 〔市町村〕	条例の趣旨に賛同する。	・食品衛生講習会にて、飲食店への受動喫煙防止条例の周知を行っている。 ・イベントおよび、地域や企業での健康教育の場において受動喫煙防止に関する啓発を行っている。	・健康づくり応援団協力店制度(店内全面禁煙の飲食店を協力店として認証するもの)など健康づくりの意識付け、地域への呼びかけがしやすくなった。 ・受動喫煙に関する市民からの苦情が来るなど、受動喫煙防止条例についての認識が高まっているように感じる。	
51	第1種施設 施設管理者関係	官公庁施設 〔市町村〕	受動喫煙による健康被害を防ぐ上で、条例趣旨に賛同する。	・公共施設の建物内禁煙の徹底。 ・小中学校での喫煙防止教育時、禁煙支援時に受動喫煙の害及び県条例についても説明している。	年々、歩きたばこや屋外での喫煙マナーに関する苦情が増えている。	
52	第1種施設 施設管理者関係	官公庁施設 〔市町村〕				24年11月に労働組合地域連合から、当市に次の内容の要求がありました。 「飲食店や旅館、ホテル等の民間事業者への経済的影響を考慮し、次年度見直しが見込まれている「神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例」の更なる規制強化を行わないよう、県に対して働きかけること。」 「民間事業者への支援策と受動喫煙防止対策の推進を目的として、分煙設備投資に対する助成金制度の創設を図ること。また、県に対しても助成金制度の創設を働きかけること。(兵庫県や千葉県流山市等において助成金制度がある。)」 情報提供までにお知らせいたします。ご検討の程、よろしくお願ひいたします

## 事業者団体等からの意見一覧

整理番号	区分	区分	1 条例の目的に対する意見	2 条例への対応状況	3 条例の効果、影響	4 条例に対する意見、要望
53	第1種施設 施設管理者関係	官公庁施設 〔市町村〕	意見等なし	意見等なし	意見等なし	意見等なし
54	第1種施設 施設管理者関係	官公庁施設 〔市町村〕	健康を守る上で条例の趣旨に賛同する。	・受動喫煙防止条例ポスター、目につくところに掲示(来庁者、職員に対して) ・たばこの害、妊産婦や子どもへの影響など受動喫煙防止に関する啓発活動(がん検診、乳幼児健診での集団指導など)	・以前はいたるところに灰皿や喫煙スペースがあったが、条例後はスペースが固定のところに決められたなど全体的に減少した。 ・非喫煙者からは、喫煙スペースが減ったことで過ごしやすくなったという意見がきかれた。	・各施設の禁煙対策は大分整備されてきたように感じています。あとは個々人の禁煙対策をどこまですすめられるか。条例があることは知っているが県民の責務として明記されていることを知っている人は少ない印象があります。この3年サイクルで再度PRが必要と思われます。 ・車内やイベント時など保護者が子どものそばで平気で喫煙している姿をよく目にします。最近、健康志向が高まっているので公的な施設だけでなく企業(車の販売店などファミリー層の顧客がありそうなもの)、イベント業者などにはたらきかけるなど、この条例をバックアップしてくれる所が増えていくと、条例推進もすすんでいくのではと考えます。
55	第1種施設 施設管理者関係	官公庁施設 〔市町村〕	健康を守る上で条例の趣旨に賛同する。	・当町で策定した健康増進計画・食育増進基本計画に、たばこについての項目を記載。 ・受動喫煙防止の環境整備。(施設内の喫煙所を撤去、分煙化の徹底など) ・受動喫煙防止に関する、啓発活動を実施。(例:広報での周知、健康福祉フェスティバル及び事業において知識の普及・指導、受動喫煙に関するポスターの掲示及びのぼり旗の設置など)	職員及び来庁者に関しては、分煙化が徹底されている。	当町としても、条例の趣旨に賛同しているので、受動喫煙防止に積極に取り組み、更なる普及・啓発の推進を図っていくが、今後も、県による関係団体への周知、説明を徹底していただきたい。
56	第1種施設 施設管理者関係	官公庁施設 〔市町村〕	この条例により、公共的施設の分煙がすすみ、子供や病弱者にやさしい環境になり、分煙が常識になった。また、たばこの害について、多くの人が知ることになった。今後も続けてほしい。	受動喫煙防止等の啓発を行った。	受動喫煙防止の意識が高まった。	特になし
57	第2種施設 施設管理者関係	飲食・ 遊興店				条例第21条(特例第2種施設)は、改正しないよう要望する。
58	第2種施設 施設管理者関係	飲食・ 遊興店	健康を維持する上で条例の趣旨に賛同する。	食品衛生責任者講習会において、神奈川県たばこ対策課職員による受動喫煙防止の説明時間を設けると共に当該条例のポスターを掲示し条例の啓発を行っている。(講習会 15回/年)	市のアンケート結果によれば、市民の受動喫煙防止意識が高まったとしている。 小規模事業者からすれば全面での禁煙は困難な状況と推察される。	
59	第2種施設 施設管理者関係	飲食・ 遊興店	条例趣旨には賛同します。	受動喫煙防止条例制定以前より、この問題については共に考えてきたつもり、よって組合員に対しては、初期より周知に努め、条例発令と同時に対応してきた。	当組合の中で、大きな店舗も小さな店舗もそれぞれに条例の理解に努め、上手にお客さまに対応するも、いわゆるお客さま敢えて言えば県民自体の条例に対する理解度が乏しい。	願わくば、条例の更なる強化ということに進んで欲しくありません、条例そのものを変えることなく県民への周知活動を徹底して下さるようお願い致します、現状は我々店舗側からお客さま(県民)に条例への理解を求めて説明している状況です。 又、分煙等にかかる費用については、早急に助成制度の確立を強く願うものです。



## 事業者団体等からの意見一覧

整理番号	区分	区分	1 条例の目的に対する意見	2 条例への対応状況	3 条例の効果、影響	4 条例に対する意見、要望
60	第2種施設 施設管理者関係	飲食・ 遊興店	<p>目的は充分理解しますが、「たばこ」が国の重要財源として高い課税率を課した合法的、成人の嗜好品とされている限り、喫煙者の喫煙権を守ることも重要である。よって、条例の設置者である税を課す県の責務として分煙化が徹底出来る。喫煙場所の確保に関する対象施設の改修費の負担や公的施設内の喫煙場所の義務づけも明確に定めることを求めます。</p>	<p>条例施行に向けた期間より、分煙化による受動喫煙防止への啓蒙活動に努めたきた。</p> <p>大規模店の分煙化に対応できる施設づくり</p> <p>ピーク・タイムの禁煙化 喫煙場所への灰皿の提供 喫煙・禁煙・分煙を明確にする表示した店頭ステッカーの提供による掲示の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全面禁煙とした店舗は、客離れが進み、大巾な営業不振となった。チェーン店では廃業により経営権が代わった店舗も表われた。</li> <li>・ 居酒屋、スナック、宴会場等、酒を伴う店舗は喫煙場所の確保が重要な販促策の1つとなってきている。但し、改装する費用まで捻出出来ず、客の希望を優先し他の客の合意の基に喫煙を許可する状況である。喫煙場所十分な面積が求められる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 店舗開業時の施設設置基準には、条例や法の定めがなく、開業後の条例施行による営業者への義務づけは、改装や喫煙場所確保のための資金の確保が困難である(制度融資が図られても現実の融資条件が厳しく、利用者は見られない状況である)。</li> <li>・ 喫煙店、禁煙店は、店舗利用者が選択出来ることであり、事業者が喫煙、禁煙、分煙を明確に表示することで良いのではないだろうか。ファミリーレストランのように子供達の利用も高い店舗で新規開業や改装申請時に法や条例で定めることが重要と考える。</li> <li>・ 公共施設に於ける全面禁煙も喫煙者を地下に潜らせる要因となる。喫煙場所は現法の基では、必要である。官の責務である。</li> </ul>

# 事業者団体等からの意見一覧

整理番号	区分	区分	1 条例の目的に対する意見	2 条例への対応状況	3 条例の効果、影響	4 条例に対する意見、要望
61	第2種施設 施設管理者関係	飲食・ 遊興店	<p>現在の条例趣旨に従い、受動喫煙防止対策を推進しております。</p> <p>しかしながら、「禁煙環境の整備及び県民が自らの意思で受動喫煙を避けることができる環境の整備促進」の解釈には不安を感じております。今後、この条例の「目的」が拡大解釈され、飲食業界にこれまで以上の制約や設備投資が増えることを懸念しております。</p> <p>県におかれましては、条例「目的」の今一度の県民理解と周知徹底が必要であると考えます。</p>	<p>以下は、当組合がこれまで取り組んでまいりました3か年間の実績です。引続き、受動喫煙防止条例周知と遵守徹底を目的に受動喫煙防止対策を推進して参ります。</p> <p>1 加盟組合員への県条例周知と徹底(随時) 条例施行前より、組合員への条例内容の周知を実施。民間事業者への罰則適用を控えた2010年度は、特に遵守徹底に向け、組合会報や理事会をはじめ支部毎でも随時の周知活動を実施しました。</p> <p>2 喫茶スナックレストランフェアでの条例周知(毎年10月) 組合主催の秋のイベントでは、来場される業界関係者を中心に条例内容を周知。また受動喫煙対策の事例や分煙手法を紹介。この取り組みは、2009年から毎年継続しており本年も開催します。</p> <p>3 神奈川県での店頭表示ステッカーの普及活動(2010年12月～) 県条例遵守の観点から、加盟組合員を中心に店頭表示による受動喫煙防止対策を推進。この取り組みは、努力義務となっている中小飲食店を中心に業界の自助努力として展開しました。ステッカーを発行し加盟組合へ配付し、組合会報でも周知を実施。入店時に喫煙ルールを事前に周知することは、顧客サービス向上にも効果的でした。</p> <p>4 全国での店頭表示ステッカーの普及活動(2011年11月～) 神奈川で先行していた店頭表示による対策を全喫煙店へ拡大。全国での取り組みが普及する先駆けとなりました。その後、全喫煙店独自に10万枚を配付。組合中央会の総会(2011年3月23日)でも神奈川の事例を紹介し、普及を呼びかけました。</p> <p>5 食品衛生協会での店頭表示ステッカーの普及活動 組合に非加盟の飲食店での受動喫煙防止対策を目的に、横浜市南区食品衛生協会での食品衛生責任者講習時に、飲食店経営者へ店頭表示ステッカーの配布と推奨を開始。翌年には横浜市食品衛生協会傘下の19協会に拡大(9,000枚を寄贈)。またこの取り組みは、神奈川県食品衛生協会・川崎市食品衛生協会も賛同され、2012年度は県内41箇所の全ての食品衛生協会で開催されました(それぞれ15,000枚、3,000枚を寄贈)。</p> <p>6 他府県からの情報提供依頼(兵庫、大阪、京都、千葉等) 条例が先行する神奈川県内の実情や業界の取り組みについて、罰則適用以降、他府県からの問合せが増加しました。2011年8月に兵庫県の県議の依頼により13名の県議団を迎え、意見交換会と県内視察を実施。当組合に加え、飲食・社交飲食・麺類・鮎商の各理事長が対応され、兵庫県での条例検討の参考となりました。京都や大阪等からも生衛業界からの講演依頼が多数あり、適時対応しております。また、テレビや業界専門誌等、多くのマスコミ取材に対し、店頭表示を含めた受動喫煙対策を紹介しました。</p>	<p>条例施行後、業界内では様々な混乱や問題が生じております。喫茶店において全面禁煙を実施した場合、実施した加盟店の売上げは平均して30%減少しており、全面禁煙にした第二種施設では閉店に追い込まれた店舗があったことも事実です。</p> <p>一方、競合する大手飲食チェーンは、その資本力を背景に県内での分煙設備投資を加速化させており、中小飲食店と大手飲食チェーンの設備格差は大きく広がりました。私ども中小事業者は、営業面積の狭小さと資金難ゆえに、設備投資まで至りづらい内情をご理解ください。</p> <p>また民間施設への罰則適用開始により事業環境は一段と悪化しております。特に、県境に位置する事業者にとっては、条例による売上減少は深刻な問題です。東京都と隣接する川崎市や相模原市、静岡県熱海市と隣接する湯河原町といった県境都市では、他県への顧客流出が深刻であると聞き及んでおります。</p>	<p>私ども喫茶飲食業界は、喫煙者而非喫煙者の双方がお客であり、お客様のニーズに対し、それに見合った「サービス」を提供することで成り立っています。禁煙を希望するお客様もいらっしゃれば、喫煙を希望するお客様もいらっしゃいます。私どもはそれぞれの施設・店舗に来られるお客様のニーズを的確に把握し、より多くの方に満足していただけるよう、禁煙・分煙・喫煙といった喫煙環境を施設・店舗ごとに決定し、お客様に提供しています。従いまして、各個店の立地、客層、滞在時間、ピーク時間帯などを考慮し、事業者自らが喫煙ルールを判断できる営業の自由が必要です。一方で、既に制定された法令を遵守する事は、コンプライアンス上、当業界の責務であることも事実です。</p> <p>従いまして、県民の健康と経済影響の双方を総合的に判断し、条例の現状維持を望みます。そして、その双方が両立できるよう、県へは事業者が実施する対策の支援や官民一体となった連携を望みます。</p> <p>条例の見直しに際しては、直接事業影響を受けている事業者の現状をご理解いただき、その意見を幅広く反映し、公平で透明性のある検討をお願い致します。</p> <p>最後に、神奈川県の外食産業市場規模は1兆3,242億円で、飲食業と旅館ホテル業に従事する労働者は267,000人、県全体の6.24%の雇用を創出する産業(平成23年度/神奈川県労働力調査)です。業界としましては受動喫煙防止対策を県と業界が一体となって推進し、同時に安定した事業環境整備と雇用確保を行うことが、県の産業振興に寄与できると確信しております。上記、業界の現状をお汲み取りいただき、より一層の県政反映をお願いいたします。</p>

## 事業者団体等からの意見一覧

整理番号	区分	区分	1 条例の目的に対する意見	2 条例への対応状況	3 条例の効果、影響	4 条例に対する意見、要望
62	第2種施設 施設管理者関係	宿泊施設	<p>国際的な受動喫煙防止意識の高まりがWHOによる「たばこ規制枠組み条約」を日本政府も批准したことから、我が国においても「健康増進法」でその方向性を示しているもので、県条例の趣旨は十分理解しているところであります。</p> <p>しかしながらわが業界では、社会的影響、特に経済的観点から、その影響は大であることから自主規制に任せるべきであると主張してきたものであります。</p>	<p>当組合では条例の骨子案の提示から、県当局とたび重なる意見交換を行うとともに、条例案が提示された段階から組合員への説明会の開催やパンフレットの配布など、周知を図ってきた結果、お客様との大きなトラブルは発生していない。</p>	<p>施設側において、喫煙スペースを確保することの配慮がなされているため目立った苦情はありません。また、条例による影響については計数をもったの提示は不可能であります。しかしながら少なからず影響はあったものと思慮します。</p>	<p>宿泊業においては、施設規模やその内容などにより様々な形態となっており、あくまでも自主規制を要望してきました。また、箱根や湯河原などの温泉地においては団体客の宴会場における取り扱いなど大変に厳しい状況にあることも確かであります。</p> <p>また、時代潮流として「たばこの煙」に対する国民の意識は大きく変化していることも事実であります。しかしながら大阪のような変革は受け入れられません。経済的打撃が大きく、他の自治体も躊躇している部分が大いだと思います。</p> <p>したがって、条例施行3年が経過しましたが、全国的に見て、まだまだ浸透していないのが実感であります。少なくとも首都圏における実施状況を捉え、判断することが賢明と考え、現状の規制内容とすることを望みます。</p>
63	第2種施設 施設管理者関係	娯楽施設	<p>パチンコホールは、ホール客の喫煙率は約60%～70%と非常に高く、したがって、特例第2種施設の努力義務に位置付けられているものと理解している。</p> <p>各ホールは努力義務を十分に認識し、条例の趣旨を理解した上で入口に表示区分を明示し、ホール内の空調設備を整え、或いは、隣客との煙を排除すべく、風防を設置したりなどし、また、複数ホールを有する店舗によっては分煙ホールを設けて、最大限営業努力を続けてきているところである。</p> <p>長期的には、全面禁煙の方向であるとう理解するが、現状では、まだ喫煙場所でなければならないものである。</p>	<p>組合としては、各ホールに条例に定められた努力義務を遵守し、あらゆる受動喫煙の被害を受けることがないよう注意喚起を文書で促すとともに、組合で準備した統一規格の「喫煙、禁煙、分煙プレート」を全ホールに配付して、客にその趣旨を理解してもらっている。</p> <p>また、掲示状況を検証している。</p> <p>さらに、各種会議においても指導を強化しているところである。</p>	<p>遊技客はホールの努力義務を理解し、受動喫煙防止に向けた設備の設置等に理解を示してきている。</p> <p>現在のところ、喫煙に関するトラブルは一切ない。</p> <p>また、大方は喫煙者に対し非喫煙者も理解と同情を示している。</p>	<p>いずれ事業所における喫煙は、より一層縛りがかかると思う。</p> <p>少しずつであるが、条例遵守に努力すべく業界指導に当たっていく。</p>
64	第2種施設 施設管理者関係	その他 サービス等	<p>条例の趣旨は理解できる。しかし、喫煙者に対する配慮が足りないように感じる。</p> <p>健康が第一であれば販売の禁止等も考えるべき。</p>	<p>美容業においては、女性客が多いので禁煙対策は取られていると思う。</p>		

## 事業者団体等からの意見一覧

整理番号	区分	区分	1 条例の目的に対する意見	2 条例への対応状況	3 条例の効果、影響	4 条例に対する意見、要望
65	たばこ関係	たばこ販売	<p>私どもは、国から認められた合法的嗜好品であるたばこを、国から許可を得て販売しており、県および地方に安定的かつ多大な貢献をしている自負のもと事業活動を行っているところです。</p> <p>本条例の目的に定める「禁煙環境の整備」は、国により認められた合法的嗜好品を県条例が否定する解釈とも取れる表現であり、国法との齟齬を感じているところです。尚、健康増進法の第25条には、「受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない」と規定され、ガイドラインでも「施設の態様や利用者のニーズに応じた適切な受動喫煙防止対策を進めること」が明記されており、「禁煙環境の整備」までは言及しておりません。尚、未成年者の受動喫煙防止につきましては、第13条(未成年者の立ち入り制限)には強く賛同し、当会も取り組みを強化して参ります。</p>	<p>当会は、条例の県民周知を正しい理解が責務であるとの認識に基づき、「全ての販売店が正しく条例内容を理解する」、「たばこを吸われるお客様が利用する全ての施設が正しく条例内容を理解する」ことを目標に、県内12組合を中心に、関係業界と連携した条例内容の周知や説明に努めてまいりました。現在も、県内販売店はもとより、飲食業界を中心に関連業界から条例内容に関するお問い合わせを頂いております。また各地域の商店街と連携した店頭表示による受動喫煙防止対策も積極的に実施してまいりました。未成年者喫煙防止対策につきましても、神奈川県青少年喫煙飲酒防止条例に基づき、対面販売時の成人確認や啓発物での訴求、ICカード式成人識別自動販売機(タスポカード)の普及活動、未成年者喫煙防止キャンペーンの実施や県民局青少年課主催の未成年者喫煙飲酒対策協議会への参加等、従前より業界を挙げた取り組みを進めており、今後も継続してまいります。</p>	<p>県内たばこ販売店の売上の影響については、全国的に喫煙率が減少傾向になるなか、本条例の施行により県内たばこ需要が減少し、神奈川県と兵庫県のみが更なる事業環境の悪化を強いられている状況にあります。</p> <p>また現在、我々たばこ専門店第一種施設(物品販売業)に区分されており、喫煙行為の禁止はもとより、試喫を含めた営業行為への制約、商売道具である灰皿やライター等喫煙具を置くことが許されない状況下であり、営業上、誠に理不尽な状況となっております。</p> <p>知事による適用除外施設認定(第20条)が設けられておりますが、認定を受ける際の手続きは煩雑で、零細かつ高齢者の多いたばこ専門店にとって現実的な対応とは言えない状況です。</p> <p>そもそも、成人がたばこ専門店に来店する目的と踏まえれば、たばこ専門店が禁煙義務施設に該当すること自体が本意であり、条例の適用除外、若しくは特例第2種施設への移行を要望いたします。一方、本年施行されました兵庫県条例では、たばこ許可店は努力義務施設に該当しております事を付け加えさせていただきます。</p>	<p>推進検討会、及び部会での「事業者意見の反映と県施策との連携について」条例見直しの推進検討会の開催、及び部会の設置にあたっては、民間事業者の声を反映できる部会構成や人数を熟慮いただき、また推進検討会の実施にあたっては、部会意見を尊重した事務局運営を切に要望いたします。</p> <p>今後、本県のより実効性のある条例運用と対策推進には、民間事業者の理解獲得と対策の実施、県施策との連携、更に事業者間の対策の伝播が不可欠な要素であると考察します。実際に兵庫では分煙設備助成制度による民間事業者との対策推進、京都では府と市と民間事業者が一体となった店頭表示の普及拡大等、官民一体となった連携が奏功しております。本県におきましても、推進検討会、並びに部会での「事業者意見の反映と県施策との連携」を要望いたします。</p> <p>推進検討会、及び部会での意見陳述人としての参加について 推進検討会、及び新たに設置される部会において、当会の意見陳述人としての参加を重ねて要望いたします。</p> <p>尚、本件に関して、6月25日(火)当会と黒岩知事との意見交換会を実施させて頂きました。その折、「部会の委員参画について当会は、まだこれから余地があると考えてよろしいですか」との当会からの質問に対し、保健福祉局長より「委員として入っていたいくのは無理です。ただ、委員会を開催する中で部会なり検討会の中でいろいろな方の意見を聴取させていただきますので、その中でご意見を言っていたいくことは可能です。」と返答を頂いております。</p> <p>7月に開催される、推進検討会及び「神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例」見直し検討部会においては、当会がこれまで実施してまいりました受動喫煙防止対策、未成年者喫煙防止対策について、県政寄与ができる意見が陳述できるよう準備を進めてまいります。</p>
66	たばこ関係	たばこ製造販売	<p>本条例につきましては、神奈川県議会において県民や施設の管理者、事業者等の意見を踏まえ、鋭意議論された結果であると承知しております。各関係者におかれましては、現行の条例を踏まえた上で、それぞれの環境に沿った取り組みをすべきものと考えます。</p>	<p>弊協会ならびに弊協会会員社においては、従前より喫煙マナーの啓発に取り組んできました。また、条例を踏まえた県内事業施設における分煙の取り組みや喫煙ポリシーの表示についても支援を行ってまいりました。</p> <p>弊協会では、今後とも関係団体や行政と連携しながら、引き続きこのような取り組みを継続していきたいと考えています。</p>	<p>上記の取り組み等を通じて様々な事業者の話を伺う中、施行から3年が経過し、条例に対する施設事業者の理解も深まりつつあり、自発的な取り組みが進みつつある状況と認識しています。</p> <p>また、利用者である県民についても、一定の認知獲得はできているものと認識しております。</p>	<p>「3」に記載しましたとおり、条例が施行された際、設備投資等を行い、事業所の環境を整備した事業者も多くあると認識しております。また、特例第二種に該当する事業者も自主的な取り組みを進めていらっしゃいます。</p> <p>仮に条例を変更すれば、事業者へ設備投資等の更なる負担を強いる可能性があること、現行条例の認知が深まりつつある中で、関係者の混乱を招く可能性があることが懸念されます。</p> <p>神奈川県におかれましては、現行条例の下、引き続き関係者の理解を図り、県内事業者等の現状や意見を踏まえたご支援に努めていただくことをお願い申し上げます。</p>

## 事業者団体等からの意見一覧

整理番号	区分	区分	1 条例の目的に対する意見	2 条例への対応状況	3 条例の効果、影響	4 条例に対する意見、要望
67	たばこ関係	たばこ製造販売	<p>受動喫煙と非喫煙者の疾病との関係は科学的に説得力のある形で示されていないものの、気密性が高く換気が不十分な場所では、眼、鼻および喉への刺激や不快感などの急性の影響を生じさせることがあるとの認識の下、喫煙マナーの向上や公共の場所等での適切な分煙に賛成し、積極的に支援しています。</p> <p>なお、「禁煙環境の整備及び県民が自らの意思で受動喫煙を避けることができる環境の整備を促進」につきましては、たばこを吸える場所と吸えない場所を明確にした上で、その喫煙ポリシーを入口等の分かりやすい場所に表示することなどにより県民が選択できる環境を県が整備・促進する、という趣旨であると理解しており、「禁煙環境の整備」との文言だけを取り出して、公共施設における将来的な全面禁煙化を企図することには反対です。</p>	<p>条例制定以降、国内トップシェアを有するたばこ会社の責務として、関係する各団体への条例内容の周知、団体に加盟する事業者向けの機関紙やチラシへの掲載、対策についての講演を実施するなど、本条例の周知に自ら積極的に協力させていただいております。また、具体的な受動喫煙防止に向けた取組としては、利用者の意図せぬ受動喫煙を防止することを目的とした、飲食店入口等で店内の喫煙環境を事前に表示する喫煙ポリシーステッカーの貼付を推進すること、希望される事業者へ分煙コンサルティングとして分煙に関する知見等を無償で提供することなどを実施しております。特に分煙コンサルティングにつきましては、事業所、商業施設、宿泊施設を中心に要望が増加傾向にあり、県下で累計350件、昨年度だけで170件のコンサルティングを実施しております。いずれの案件でも、本条例の周知に加え、条例を遵守した喫煙室の改善や新設をアドバイスさせていただいております。</p>	<p>弊社製品の流通先である、たばこ販売店は第一種施設(物品販売業)に区分されており、店内は原則禁煙です。そのため、たばこ販売店と試喫を伴う商談を行うことが困難となっており、さらにはたばこ販売店にとっても、その顧客への試喫を伴う商品紹介・販売促進や、店内スペースを顧客とのコミュニケーションスペース(喫煙場所)として提供することが出来なくなった、などの影響が生じている旨お聞きしております。知事による適用除外施設認定(第20条)が設けられておりますが、零細かつ高齢者の多いたばこ専門店にとっては、認定を受ける際の手続きは煩雑であるとの声を聞いております。</p> <p>また、分煙コンサルティング活動を通じて条例の周知、及び条例に準拠した分煙の方法などのアドバイスを行っておりますが、中小零細の事業者の方々を中心に、施設のスペースや資金、お客様のご要望等の理由で空間分煙を行いたくても難しい、あるいは、一度禁煙にしたものの売上が大きく減少している、などの悩みを抱えておられる方が多いと実感しております。</p>	<p>2013年度におきましては、条例施行3年が経過したことから、たばこ対策推進検討会、及び部会にて本条例の見直しの必要性の検討を行う旨、承知いたしております。</p> <p>条例の見直し検討に際しましては、事業影響を受けている民間事業者の声も十分に聴取した上で、合理的でバランスのとれた検討結果となるよう、公平で透明性のあるたばこ対策推進検討会、及び部会の運営を要望いたします。なお、公共施設における一律的な全面禁煙、及び将来的な全面禁煙化を企図した段階的な規制強化には反対です。</p> <p>また、条例に依らずして民間事業者の受動喫煙防止対策を促進する方策の検討も併せて要望いたします。その具体策として、「分煙設備助成制度の創設」と「自主的な取組メニューの拡充」を例示いたします。</p> <p>「分煙設備助成制度」 民間事業者への受動喫煙防止条例の適用が2014年4月からとなっている兵庫県や、そもそも条例がない東京都港区、千葉県流山市などの地方自治体は、分煙のための設備投資に対する助成制度を創設し、民間事業者による取組を促進しております。一方、規制が先行している神奈川県の場合、今後分煙を行う施設は新規開業施設が中心になると想定されますが、県内での新規開業を後押しするためにも、助成制度の導入は十分に検討に資するものと考えております。</p> <p>「自主的な取組メニューの拡充」 分煙コンサルティング活動を通じ、特に中小零細の事業者の方々より、分煙したくても一律的な分煙手法の導入が困難である、との声をよくお聞きします。県におかれましては、受動喫煙防止対策を進めていきたいと考えておられる事業者の方々の自主的な取組を支援するため、様々な取組メニューを作成・提示し、各事業者がその施設に応じた取組を自ら選択し、推進できるようにしていただきたいと考えております。そのような取組メニューの具体例として、喫煙ポリシーの店頭表示が挙げられます。事業者の方々が、顧客ニーズ・施設実態等に応じて「禁煙・空間分煙・時間帯分煙」などの表示を選択・表示することにより、利用者の意図しない受動喫煙を防止することが比較的安価で可能となるこの取組は、商店街や事業者団体などにより、神奈川県下はもちろん、全国的にも広く認知され、採用されてきております。</p> <p>たばこを吸われる方と吸われない方の協調ある共存社会の実現を目指し、受動喫煙防止対策として喫煙ポリシー表示の貼付推進を行うことや、希望される事業者への分煙コンサルティングや条例の周知を実施すること等、幅広く知見や情報の提供を引き続き行ってまいります。県に対しましても、条例の見直しを検討する場面や条例に依らない取組を検討する場面において、分煙コンサルティング等により蓄積した当社知見を提供し、県と県民および事業者が一体となった取組となるよう協力してまいりたいと考えております。</p>
68	たばこ関係	たばこ製造販売	<p>公衆衛生当局は、環境中たばこ煙が非喫煙者に疾病を引き起こすと結論づけています。この結論に基づき、屋内の公共施設での喫煙は規制されるべきであると考えております。規制する際には、喫煙者、非喫煙者双方の要望に即し、施設の種類や規模等に応じた合理的なものであることが求められていると考えております。</p> <p>そのような観点から、現行の「神奈川県公共施設における受動喫煙防止条例」を支持しております。</p>	<p>人々が利用しなければならない官公庁施設、学校、病院などの施設において喫煙を規制する一方、人々が選んで利用する施設については、施設管理者に喫煙ポリシーについて選択できる裁量が認められるべきと、考えております。その際、人々が施設に入る前に、その施設の喫煙ポリシーを理解した上で、その施設に入るか否かを定めることができる環境を創ることが大切であります。</p> <p>そのような考えから、県内の飲食業協同組合が自主的に取り組みを行った、特例第2種に含まれる小規模飲食店を中心とする喫煙ポリシー表示活動を支援いたしました。</p>	<p>特に該当しない</p>	<p>現行の条例は、官公庁施設、病院、学校などの人々が行かなければいけない施設での喫煙を規制する一方、レストラン、カフェ、バーなどの人々が選んで行く施設については分煙対策を認めております。さらに、特例第2種に規定されている施設のオーナーには自らの施設の喫煙ポリシーを決められる裁量が与えられております。</p> <p>現行の条例では喫煙者、非喫煙者双方の要望に即したバランスの取れたアプローチが取られており、全面的に支持するものです。</p> <p>現行条例を改正する必要はないと考えており、神奈川県におかれましては、県民の現行条例への理解を促進すると同時に、事業者への喫煙ポリシー表示の推進に努めていただくことをお願いいたします。</p>

## 事業者団体等からの意見一覧

整理番号	区分	区分	1 条例の目的に対する意見	2 条例への対応状況	3 条例の効果、影響	4 条例に対する意見、要望
69	たばこ関係	たばこ製造販売	本条例につきましては、県民、施設管理者、事業者等の幅広い関係者の意見や提案等を踏まえた議論を経て、成立に至ったものと理解しております。 したがって、当社としまして、本条例を尊重するとともに、公共の場における受動喫煙問題の現実的な解決に向けて、引き続き協力しまいりたいと考えております。	当社としては、たばこ産業を挙げた取組の一環として、従来より喫煙マナーの啓発に取り組みでまいりました。また、条例に基づいた県内事業施設における分煙の取組や喫煙ポリシーの表示についても支援を行ってまいりました。		貴県の取組を通じて、施行から3年が経過し、条例に対する施設事業者の理解も深まりつつあり、特例第2種施設に該当する事業者の自発的な取組を含め、着実に対応がなされている状況と認識しています。また、利用者である一般県民についても、条例に対する一定の理解が得られているものと認識しております。 貴県におかれましては、現行条例の下、引き続き関係者の理解を図り、県内事業者等の現状や意見を踏まえたご支援に努めていただくと考えます。 当社としまして、上記「2」の着実な実施等を通して、本条例の浸透並びに、施設事業者の自発的、自主的な取組がされるよう継続して取り組んでまいりたいと考えます。
70	禁煙推進団体	禁煙推進	条例趣旨に賛同します。受動喫煙を防止する環境整備を各事業者の自己責任に帰すると、実効性のある環境整備がほとんど進まないことが、他道府県状況からも明らかです。	本団体の会員は、それぞれの職場やコミュニティにおいて、積極的に条例の内容や意義について啓発活動を行っています。	家族とともに外食をする機会が非常に増加しました。	県民が誇るべき素晴らしい条例ですが、3年間の経過において受動喫煙防止が図れなかった部分があり、内容強化や施行方法の工夫などが必要だと思います。 1. 施行規則第4条において、喫煙区域と喫煙禁止区域の間に常時開放された開口部がある場合にのみ、厚労省分煙効果判定基準策定検討会報告書に基づく「喫煙禁止区域から喫煙区域又は喫煙所の方向に0.2m/sの気流」が要求されています。しかし、厚労省の基準は、扉等で隔てられているときでも開閉時に煙の漏れがないよう上記気流が必要だとしています。本条例においてもこれに準じた措置が必要です。 2. また、扉の開閉時には、乱流によって一般的に煙の拡散が起こります。さらに、人の歩行速度は秒速1.4m/s程度であるので、0.2m/s程度の気流では喫煙禁止区域への煙の拡散を防ぐことができません。世界保健機関たばこ規制枠組条約(FCTC)第8条(受動喫煙防止)に準じて策定された政策勧告(2007年)で、換気された喫煙所又は喫煙区画の設定では受動喫煙を防止できず、屋内完全禁煙のみが有効な対策であると宣言していることを鑑み、本条例においても喫煙区画や喫煙所をいっさい設けないことを原則として盛り込むべきです。特に、2010年厚労省健康局長通知「受動喫煙防止対策について」においては、少なくとも官公庁、医療機関は屋内全面禁煙とすべきとされており、条例もこれに準じ、第1種施設の中でも官公庁と医療機関における喫煙所設置を禁止すべきであると考えます。 3. 本条例では、その目的において未成年の受動喫煙防止を謳っているが、第13条の3において、業務に従事する未成年者を適用から除外しています。この理由を未成年者の就業への不利益としています。これはきわめて不適切な考え方です。なぜならば、未成年者にとってもっとも重大な不利益は、将来の健康を奪われることだからです。
71	禁煙推進団体	禁煙推進	受動喫煙防止は、当然のことであり、健康に暮らす国民の権利に資するものである。したがって、条例の趣旨に賛同する。	神奈川県や神奈川県医師会などと共催で、受動喫煙防止活動や禁煙支援に携わる人材育成を推進。	禁煙支援のためのセミナーや後援依頼など増え、条例に対する県民のニーズが高まっていることを実感している。	韓国など、アジア諸外国で徹底できていることは、神奈川県にできない理由はないはず。受動喫煙防止に対して、例外を作ることなくすべての施設に適用してほしい。同時に、兵庫県などのように罰則規定もつけるべきです。
72	健康プラン21推進会議	健康プラン21推進会議	条例趣旨に賛同します。神奈川県における取組みが全国に広がることを期待します。	イベント等で喫煙マナーを周知しています。特に施設内での禁煙を呼びかけています。	禁煙に対するマナーが向上した。	駅周辺の路上喫煙を市町村レベルで広げて欲しい。
73	健康プラン21推進会議	健康プラン21推進会議	条例趣旨に賛同する。	各公園の禁煙区域について、ポスターや案内板等により周知し、その区域の受動喫煙防止を図っている。	利用者からの苦情は特になし。	特になし。
74	健康プラン21推進会議	健康プラン21推進会議	賛同	構成団体(市・町、国保組合)向けの冊子において、「かながわのたばこ対策」についての記事を掲載(2回)、啓発活動を実施		
75	健康プラン21推進会議	健康プラン21推進会議	健康を守る上で条例趣旨に賛同するが、環境整備は自己責任で取り組むべきであり、「未成年者の保護」であれば、お酒を提供する飲食店(居酒屋、スナック等)は除外するべきである。	「禁煙・喫煙・分煙・時間分煙」のステッカーを作成し、会員へ頒布。店の入口にステッカーを貼ることでお客様に喫煙の有無が分かり、判断いただくようにしている。	条例開始直後は、喫煙から禁煙・分煙としたお店は売上が下がったが、現在は盛り返している。 しかし他府県と隣接する地域は未だに苦戦している。	現在、100㎡以下の飲食店は努力義務であり、この平米数は変えないでいただきたい。



## 事業者団体等からの意見一覧

整理番号	区分	区分	1 条例の目的に対する意見	2 条例への対応状況	3 条例の効果、影響	4 条例に対する意見、要望
76	健康プラン21 推進会議	健康プラン21 推進会議	たばこの煙による健康への悪影響から、非喫煙者・喫煙者を問わず県民の健康を守るために必要であり条例趣旨に賛同する。	受動喫煙防止の啓発活動と併せ、禁煙サポート事業「かながわ卒煙塾」を開催し、禁煙希望者の支援を県・医療関係団体等との協働で実施している。	他県に比べ、施設内の禁煙が進んでいると感じている。 (この条例の施行により、喫煙の健康影響の認識と受動喫煙防止の意識、喫煙マナーが向上した。)	この条例趣旨に賛同する民間施設が増えるように、先進海外事例を情報提供しながら分煙技術相談会等の更なるキャンペーン活動が必要と考えます。 条例が後退することがない様、推進していくことを願っています。
77	健康プラン21 推進会議	健康プラン21 推進会議	健康を守る上で条例に賛同いたします。	事務所内は禁煙。喫煙スペースを設けております。病院では敷地内は禁煙となっております。	受動喫煙防止の意識が高まった。	健康を守る上で条例に賛同いたします。
78	健康プラン21 推進会議	健康プラン21 推進会議	がんの予防という観点から条例の趣旨に賛同します。	特になし	特になし	条例の内容を後退させることなく、受動喫煙防止の対策を推進していただきたい。
79	健康プラン21 推進会議	健康プラン21 推進会議	健康は県民の財産であり、条例趣旨に賛同するものです。 また加えて、増大し続ける医療費に対する削減効果についても謳って良いのではないかと考えます。	当社には様々な出演者もいらっしゃることから、そうした方々が入り出すスタジオフロアの一部を喫煙室としています。その他のフロアは全て禁煙とし、屋外に灰皿(スタンド式)を設置して対応しています。	構内勤務者に禁煙する者が若干増えたように思います。	原則として条例の現行維持を支持しますが、飲食店や接客業の中には経済的打撃を受けている方々もいる様に聞きます。分煙を進めることや、あるいは「喫煙の店」と明記するなどして、受動喫煙者(望まない人は出入りしない)などの対策に止めることも必要と思います。 少なくとも罰則の強化は、すべきでないと考えます。(自由な経済競争まで損なうべきではない)。